

令和元年度

大津市一般会計・特別会計決算
及び基金運用状況並びに
公営企業会計決算審査意見書

大津市監査委員

大監委第 70号

令和2年8月25日

大津市長 佐藤 健 司 様

大津市監査委員	土 屋	薫
大津市監査委員	重 森	昭彦
大津市監査委員	山 本	久子
大津市監査委員	津 田	穂積

令和元年度大津市一般会計・特別会計決算及び基金
運用状況並びに公営企業会計決算の審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付された令和元年度大津市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により審査に付された令和元年度大津市公営企業会計（水道事業会計、下水道事業会計、ガス事業会計）決算を審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

目 次

一般会計・特別会計・基金運用状況

第1	審 査 の 対 象	1	頁
第2	審 査 の 期 間	1	
第3	審 査 の 方 法	1	
第4	審 査 の 結 果	2	
第5	決 算 の 概 要	3	
1	総 括	3	
	(1) 財政収支の状況	3	
	(2) 事業の繰越状況	5	
	(3) 財政構造	6	
2	一 般 会 計	10	
	概 要	10	
	(1) 歳 入	10	
	(2) 歳 出	30	
3	特 別 会 計	45	
	概 要	45	
	(1) 国民健康保険事業	47	
	(2) 卸売市場事業	53	
	(3) 財 産 区	54	
	(4) 駐 車 場 事 業	54	
	(5) 介 護 保 険 事 業	57	
	(6) 堅田駅西口土地区画整理事業	60	
	(7) 後期高齢者医療事業	61	
	(8) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	63	

(9) 学 校 給 食 事 業	65	頁
(10) 病 院 事 業 債 管 理	66	
4 財 産 に 関 す る 調 書	67	
(1) 公 有 財 産	67	
(2) 物 品	69	
(3) 債 権	69	
(4) 基 金	69	
第6 基 金 の 運 用 状 況 に つ い て	70	
1 土 地 開 発 基 金	70	
2 国 民 健 康 保 険 高 額 療 養 費 貸 付 基 金	71	
む す び	72	
1 は じ め に	72	
2 一 般 会 計 決 算 の 状 況 と 財 政 指 標 に つ い て	72	
3 特 別 会 計 決 算 の 状 況 に つ い て	75	
4 収 入 未 済 額 等 に つ い て	76	
5 市 政 運 営 に つ い て の 意 見 要 望	77	
6 今 後 に 向 け て	78	
別 表	82	

公 営 企 業 会 計

第1	審 査 の 対 象	103	頁
第2	審 査 の 期 間	103	
第3	審 査 の 方 法	103	
第4	審 査 の 結 果 及 び 意 見	103	
水 道 事 業 会 計				
1	業 務 実 績	105	
2	予 算 の 執 行 状 況	107	
3	経 営 状 況	110	
4	財 務 状 況	114	
5	む す び	117	
下 水 道 事 業 会 計				
1	業 務 実 績	119	
2	予 算 の 執 行 状 況	120	
3	経 営 状 況	123	
4	財 務 状 況	127	
5	セグメント情報	131	
6	む す び	132	
ガ ス 事 業 会 計				
1	業 務 実 績	134	
2	予 算 の 執 行 状 況	135	
3	経 営 状 況	137	
4	財 務 状 況	141	
5	む す び	144	
別	表	147	

凡 例

- 1 文中の各表及び別表中に用いた金額は、特別に表示のあるものを除き、原則として千円単位で表示し、単位未満は四捨五入した。したがって合計と内訳の計とが一致しない場合がある。
- 2 比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、第1位まで表示した。
- 3 文中の各表に用いた金額及び比率は、各別表に記載されたものを使用した。なお、別表にない場合には、決算書等に記載されたものを使用した。
- 4 文中の各表及び別表に用いる構成比率は、それぞれの合計額に占める割合とし、合計が100.0となるよう一部調整した。
- 5 文中の各表及び別表に用いた比較増減比率（増減率）は、前年度に対する増減の割合とし、前年度に数字のない場合は「皆増」、当年度に数字のない場合は「皆減」と表示した。
- 6 文中、各表中及び別表中、百分率が1,000%以上の増加は「著増」、90%以上の減少は「著減」と表示し、零をまたぐ増減についても同様とした。
- 7 各表及び別表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」又は「0.0」 …… 該当数値はあるが、表示単位未満のもの
 - 「—」 …… 該当数値のないもの
 - 「△」 …… 負数のもの
- 8 文中に用いたポイントとは、百分率間または指数間の単純差引数値である。
- 9 消費税等とは、「消費税」及び「地方消費税」をいう。
- 10 予算額と決算額の対比において、不用（不足）額が生じているが、対比計算結果を四捨五入することにより「100.0%」としているものもある。